

令和2年度栗東市地域包括支援センター運営方針

I. 運営方針策定の趣旨

この「栗東市地域包括支援センター運営方針」は地域包括支援センターの運営上の基本的考え、業務推進の方針等を明確にするとともに、栗東市と地域包括支援センターとの役割分担及び連携方針を明確にすることにより、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に定めるものです。

II. 地域包括支援センター等の意義・目的

栗東市は、第7期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）の基本理念である「安心を支える福祉を推進するまち」の実現に向けて、地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すため、中心的役割を果たす機関として地域包括支援センターを設置します。

地域包括支援センターの設置責任主体は栗東市であることから、栗東市は地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与します。

具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取り組み方針について、栗東市の各部局と地域包括支援センターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努めます。

栗東市が設置する地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という）は、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を發揮することにより、栗東市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立な地域包括支援センターの運営を確保するものとします。

III. 地域包括支援センターの機能強化方針

1. 職員体制の強化

(1) 包括的支援業務等の職員強化

「栗東市地域包括支援センターの包括的支援業務の実施に関する基準を定める条例」に基づき、職員を配置します。ただし、高齢者人口に対して、4,000人未満の場合、職員体制は基準の3人とし、高齢者人口にあわせて、4,000人以上6,000人未満は1人、6,000人以上は2人の加配職員を置くこととし、加配職員については、条例で定める3職種（準ずるもの含む）のいずれかの配置とします。

職員体制については今後の業務量により見直します。

(2) 認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員として、(1)に示すいずれかの職種を1名配置します。なお認知症地域支援推進員については、常勤・非常勤は問いません。なお、認知症地域支援推進員について、上記(1)に示す人員いずれかの職種と兼務も可としますが、その場合においては兼務する職員を補佐する職員として兼務する職員と同職種の職員を別に配置することとし、その補佐する職員は常勤・非常勤を問いません

IV. 基本方針

地域包括ケア体制の構築にはさまざまな機関が関わっているが、地域包括支援センターは、栗東市の包括的支援事業を担う機関であることを常に意識して、以下の事業を効果的に駆使し、業務を遂行することとします。

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ④ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務
- ⑤ 認知症施策推進業務
- ⑥ 在宅医療・介護連携推進事業における啓発業務等
- ⑦ 日常生活支援体制整備事業との連携・協力
- ⑧ 地域ケア会議

V. 重点取組項目

前項の基本方針に基づき、地域包括支援センターが令和2年度に重点的に取り組む事項を次の項目とします。

1. 市と地域包括支援センターとの連携強化

市が目指す地域包括ケアシステムや取組方法について共有を図るとともに、各地域包括支援センターが把握した情報を整理・検討することで、各地域包括支援センターが取り組むべき方向性について市と協働で検討を続けていきます。

2. 個別事例対応時の地域づくりの意識化

総合相談支援事業や個別地域ケア会議など、個々の相談対応において、多職種や地域とのつながり作りを意識した支援を実施します。また、地域のつながりなどを発見したときには、生活支援コーディネーターと連携を図ります。

3. 自立支援に資するケアマネジメント支援の実施

市が開催するケアマネジメント支援会議等に出席をし、「本人らしさ」を常に意識したケアマネジメントを実施します。また、包括的・継続的ケアマネジメントにおいて、ケアマネジャーへの後方支援においても、「本人らしさ」を意識したマネジメントを支援します。

4. 認知症の人やその家族への支援

認知症に対する正しい理解が地域社会に広がり、認知症になっても住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、地域の中で支え、見守る体制づくりを進めていきます。また、かかりつけ医や関係機関等との連携を図りながら、認知症の人や家族の身近な相談窓口として認知症の人や家族を支援します。

5. 高齢者虐待の早期発見・早期対応

地域や介護保険事業所等が高齢者虐待と疑わしい事象を発見したときに、通報することに抵抗がある現状を認識し、普段からの相談支援において相談しやすい関係性を構築するよう心がけます。

虐待と疑わしき事象の相談や通報があった場合については、市へ報告し虐待の判断を仰ぐとともに、虐待と判断された場合については早期解決に向けた取り組みを実施します。

VI. 各事業の運営方針

1. 総合相談支援業務

(1) 総合相談支援の実施

高齢者本人や家族、地域のネットワーク等を通じた様々な相談をうけて、3職種が情報を共有し、総合的に対応できる体制とします。具体的には寄せられた多様な相談の内容や実態把握をもとに、専門性、継続性、または緊急性があるかどうかの判断を行い、相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供や関係機関への紹介などにより高齢者本人や家族が、自ら解決できるように支援を行います。また、継続的、専門的な相談が必要な場合は支援計画を作成し、適切なサービスや制度につなぐなど継続的な支援を行います。

(2) ネットワークの構築

担当地域の民生委員等、関係者と信頼の置ける関係を作り、情報・相談が寄せられやすい、身近な地域包括支援センターに努めます。支援を必要とする高齢者を早期に見出し、適切な支援につなぐとともに、継続的な見守りや更なる問題の発生の防止に努めます。

2. 権利擁護業務

(1) 高齢者虐待の相談対応

ケアマネジャーや介護サービス事業所、医療機関などの関係者また民生委員などの地域の関係者などからのさまざまな相談の中から、高齢者の権利侵害を見落とさないよう、情報を共有し、早期発見に努めます。また、虐待事例については、受付記録を作成し速やかに栗東市に通報し、その現状から深刻な事態に陥らないよう問題解決を図るとともに、栗東市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、栗東市が主催する会議等に出席します。

(2) 高齢者虐待の防止・啓発

担当地域において民生委員等、関係者に対し相談窓口の周知のための啓発活動を行います。また、高齢者虐待防止・早期発見のための啓発を実施します。

(3) 高齢者の権利擁護にかかる制度の周知と利用支援

認知症の人や独居高齢者、高齢者のみの世帯の増加など、自分では権利を守ることの困難な高齢者が、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などを積極的に活用し、高齢者の生活の維持を図ります。

(4) 消費者被害の防止

消費者被害の相談を受けた相談内容について、消費者相談窓口または関係機関への情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。また、消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等関係者への情報提供を行います。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(1) ケアマネジャーに対する支援

ケアマネジャーの日常業務の実施に関して、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。また、ケアマネジャーが受け持っている支援困難事例について、ケアマネジャーが問題解決に対処できるよう、3職種による多面的な後方支援を行います。

(2) ケアマネジャー同士のネットワークづくり

ケアマネジャー同士のつながりを構築することで、ケアマネジャーがやりがいを感じて仕事を続けていくことができるよう、ケアマネジャー連絡会の企画などに協力をします。

(3) ケアマネジメント支援会議等への参加・協力

高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの実践のため、ケアマネジメント支援会議等に参画することにより、ケアマネジャーと共に「本人らしさ」を支援するケアマネジメントについて検討します。

4. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

対象者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、対象者の意欲を引き出し、自主的に取組みを行えるように支援します。また、ケアマネジメント実施については、積極的に地域の様々な社会資源を活用し、対象者が地域において、いきがいや役割を持ち、活動性が高められるよう努めます。なお、居宅介護支援事業所に委託している要支援認定者等のケアマネジメントについては、ケアマネジャーからの報告・相談を受けながら、ケアマネジャーの作成したプランを元にサービス担当者会議等で自立支援を促すプランの共有を行っていきます。

5. 認知症施策推進業務

地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員を中心に、栗東市と連携し認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために下記の事業ならびに、生活支援コーディネーターとともに住民主体の地域づくりの活動をします。

(1) 認知症の正しい理解に関する普及啓発

地域住民や関係機関等が認知症の人やその家族を地域の中で支え、関係機関との見守る体制を構築するために、学校や職域を中心に認知症に対する正しい知識の普及を行います。また、認知症キャラバン・メイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座を活用した取組みを行っていきます。

認知症の人やその家族が認知症の容態に応じて、必要なサービス等を選択でき、見通しが持てることにより、不安や介護負担の軽減が図れるよう、既存の認知症ケアパスの改訂を行います。

(2) 認知症の人やその家族への支援

認知症の進行状況にあわせ、適切なサービスが提供されるよう栗東市の作成する認知症ケアパス、地域包括支援センターの相談窓口の周知を行い、相談に対しては3職種が協力して必要な支援を行います。

認知症の人やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関受診連絡票を活用し、かかりつけ医等の関係機関との連携・協力体制構築のための取組みを行います。

地域密着型サービス事業所等と協働し、認知症の人やその家族が気軽に立ち寄り・相談できる場所づくり（認知症カフェなど）の支援を行い介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう取組を行います。

(3) 認知症初期集中支援チーム員活動

認知症の人やその家族が抱える多様な問題を解決するため、より専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、市が設置する認知症初期集中支援チームを活用しチーム員として活動します。多職種と連携して、認知症の人の行動・心理症状に対するアセスメント、本人・家族への具体的な対応方法等、日常生活を支える支援を栗東市と連携して行います。

6. 在宅医療・介護連携事業における啓発事業等

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、市民への意識の醸成や、医療機関と介護事業所等の関係者との連携強化に協力します。

(1) 市民への啓発

大切な人や自分の最期を考え「生き方を見つめる」集い～生き方カフェ～等を通じて、在宅医療・介護サービス等の啓発を行います。

(2) 関係機関との連携

栗東市の主催する多職種による事例検討会や研修会に参加し、高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域で暮らし続けるための医療・介護連携における課題解決のための連携に努め適切な支援につなげます。

7. 生活支援体制整備事業との連携・協力

中学校区圏域に設置される地域支えあい推進員（生活支援コーディネーター）が中心となり、地域において多様化する高齢者等のニーズを踏まえ、地域の支えあい活動が展開されるよう図られており、地域包括支援センターにおいてもその活動が充実するよう協力・連携を図ります。

(1) 地域資源等の情報共有

総合相談や地域包括ケア会議等において把握された地域資源や地域課題について地域支えあい推進員と情報の共有を図ります。

(2) 協議体設置への協力

地域支えあい推進員が地域住民に主体的な活動を働きかけるとき、また、地域包括支援センターが住民主体の活動の可能性を発見したときなど、協議体の設置に向けて地域支えあい推進員に対し活動支援や情報提供を行います。

8. 地域ケア会議

今後、高齢者の一人暮らしや高齢夫婦のみ世帯、重度の要介護者、認知症の人など、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、医療と介護そして地域が連携して高齢者を支援していく地域包括ケアシステムの深化・推進が重要であり、その実現に向けての方法として地域ケア会議を進めていきます。

(1) 個別地域ケア会議の開催

個別事例の検討を通して、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、専門職や地域の支援者が協力して個別課題解決に向けた協議をする場として個別地域ケア会議を開催します。

(2) 圏域での地域ケア会議の開催

地域包括ケアシステムの実現に向けて、各地域包括支援センター連絡会の中で、それぞれ実施した個別地域ケア会議や総合相談の内容から、各地域の課題を整理・協議します。

(3) 地域包括ケアシステム推進会議への参画

地域包括支援センター連絡会において把握された地域課題について、地域包括ケアシステム推進会議にて報告を行い、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組について市や各関係機関と協議を行います。

VII. 個人情報の保護と公正・公平、中立性の確保

(1) 個人情報の保護

地域包括支援センターの職員は、介護保険法第115条の46第6項の規定により、正当な理由なく、その業務に関して知りえた秘密を漏らしません。

相談支援に必要な個人情報については、市が管理する地域包括支援センター管理システムにより管理します。地域包括支援センターの高齢者等の情報はパスワードによって管理するとともに、台帳類は鍵のかかるロッカーに管理し、地域包括支援センター職員以外が取り扱うことはできません。

個人情報ならびにシステムの取り扱いに当たっては、栗東市個人情報保護条例（平成16年栗東市条例第29号）を遵守します。

(2) 公正・公平、中立性の確保

地域包括支援センターは、栗東市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であることから、公正で中立性の高い事業運営を行います。

栗東市は地域包括支援センターの運営が適切に行われているかを常に把握するとともに、適切な運営についての評価を、運営協議会に諮ります。